

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可を行ったので、同条第10項の規定に基づき告示する。

令和8年2月9日

一宮市長 中野 正 康

1 名称

外崎町内会

2 規約に定める目的

本会は、次の事業を行い、地域住民が親睦や交流を通じて、安全・安心・快適な住みよいまちにすることを目的とする。

- (1) 清掃等、区域内の環境美化活動
- (2) 防犯灯の維持管理等、安全・安心して暮らせるまちづくり
- (3) お祭りなどのイベントの開催等
- (4) 回覧板や広報誌の配布など情報共有のまちづくり
- (5) 集会施設（公民館）の維持管理

3 区域

一宮市丹陽町外崎の区域

4 事務所

一宮市丹陽町外崎字郷13番地

5 代表者の氏名及び住所

- (1) 氏名 早瀬 辰治
- (2) 住所 一宮市丹陽町外崎字郷9番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無

無

7 職務代行者の選任の有無

無

8 代理人の有無

無

9 認可年月日

令和8年 2月 6日